

議案第59号

北上市市民交流プラザ条例の一部を改正する条例

北上市市民交流プラザ条例（平成11年北上市条例第25号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(開館時間)</p> <p>第3条 交流プラザの開館時間は、<u>午前10時から午後9時まで</u>とする。ただし、市長が必要があると認めるときは、これを変更することができる。</p> <p>(使用の不許可)</p> <p>第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用を許可しないものとする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) <u>交流プラザ</u>の管理上支障があると認めるとき。</p> <p>(使用許可の取消し等)</p> <p>第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用許可を取り消し、若しくは使用の中止を命じ、又は使用条件を変更することができる。</p> <p>(1)～(3) [略]</p>	<p>(開館時間)</p> <p>第3条 交流プラザの開館時間は、<u>午前9時から午後8時まで</u>とする。ただし、市長が必要があると認めるときは、これを変更することができる。</p> <p>(使用の不許可)</p> <p>第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用を許可しないものとする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) <u>交流プラザその他の北上市保健・子育て支援複合施設（北上市保健・子育て支援複合施設条例（令和2年北上市条例第35号）に定める北上市保健・子育て支援複合施設をいう。以下同じ。）</u>の管理上支障があると認めるとき。</p> <p>(使用許可の取消し等)</p> <p>第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用許可を取り消し、若しくは使用の中止を命じ、又は使用条件を変更することができる。</p> <p>(1)～(3) [略]</p>

(4) 交流プラザの管理上必要があると認めるとき。

(5) [略]

別表（第10条関係）

使用料

区分	1時間まで ごとに	1日まで ごとに	1月まで ごとに
<u>催事場</u>	[略]		
<u>会議室</u>	[略]		
<u>研修室（託児室）</u>	[略]		
<u>キッチンスタジオ</u>	<u>1,500</u>	<u>14,400</u>	
<u>カフェ</u>	[略]		
<u>プロジェクター</u>	[略]		
[略]			

備考 1 1日とは、午前10時から午後9時までをいう。
2～4 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

（施行期日）

(4) 交流プラザその他の北上市保健・子育て支援複合施設の管理上必要があると認めるとき。

(5) [略]

別表（第10条関係）

使用料

区分	1時間まで ごとに	1日まで ごとに	1月まで ごとに
<u>ふれあいホール</u>	[略]		
<u>まなびルーム1</u>	[略]		
<u>まなびルーム2</u>	[略]		
<u>もぐもぐキッチン</u>	<u>1,180</u>	<u>11,300</u>	
<u>もぐもぐテーブル</u>	<u>320</u>	<u>3,100</u>	
<u>カフェ</u>	[略]		
<u>ほっこひろば1</u>	<u>1,310</u>	<u>12,600</u>	
<u>ほっこひろば2</u>	<u>400</u>	<u>3,900</u>	
<u>だんだんベンチ</u>	<u>80</u>	<u>800</u>	
<u>プロジェクター</u>	[略]		
[略]			

備考 1 1日とは、午前9時から午後8時までをいう。
2～4 [略]

1 この条例は、令和6年7月1日から施行する。

(準備行為)

2 この条例による改正後の北上市市民交流プラザ条例（以下「新条例」という。）に規定する各施設に係る使用の許可は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても行うことができる。

(経過措置)

3 新条例に規定する使用料は、施行日以後に使用する施設の使用料から適用し、施行日前に使用した施設の使用料については、なお従前の例による。

令和5年11月30日提出

北上市長 八重樫 浩 文

提案理由

市民の交流の拡大を図るため、市民交流プラザの開館時間を変更するとともに利用範囲を拡大しようとするものである。